

議事要旨(2) 実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」【公表議決】

冒頭、西川委員長より、実務対応報告公開草案「リース手法を活用した先端設備等投資支援スキームにおける借手の会計処理に関する実務上の取扱い(案)」については、本日の審議の後、公表を決議する予定であることが説明された。引き続き、小賀坂副委員長(専門委員長)より公開草案の概要及びコメント募集期間についての説明がなされ、また、神谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料[審議事項(2)-1及び(2)-2]に基づき、前回の委員会以降の修正箇所を中心に詳細な説明がなされた。

説明された内容に対する委員からの主な意見及び質問と、それに対する事務局からの主な回答は次のとおりである。

- ある委員より、本スキームの制度自体にまだ確定しない部分がある状況下で実務対応報告公開草案の公表を決議することにはデュー・プロセス上の問題はないのか、また、今回の議決に関して留保条件はあるのかとの質問がなされた。

これに対し事務局からは、デュー・プロセス上の懸念に対処するため、本公開草案の公表は、3月上旬に経済産業省により「リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業事務取扱要領」等が制定された後に行うこととしており、仮に制定までに本実務対応報告案の実質的な内容に影響を与える当該事務取扱要領等の変更がなされた場合には、再度、本委員会において議論されることもあり得ることを留保条件として公表の議決をしたいとの回答がなされた。

- ある委員より、本実務対応報告案の第15項に記述されている、事業会社(借手)は第三者委員会による審査の結果を入手することを通じて、貸手の計算利率等の内容を知り得る立場にある旨の記載について、リース取引に関する会計基準の適用指針第17項に照らして考えると、借手が貸手の計算利率を知り得る場合には貸手の計算利率を割引率として用いるとされていることから借手が用いる割引率が第三者委員会に委ねられてしまう点を懸念しており、第15項の記載を再検討してほしいとの意見が述べられた。

これに対し事務局からは、第15項の表現について検討させていただきたいとの回答がなされた。

本公開草案の公表は、3月上旬に経済産業省により事務取扱要領等が制定された後に行うこととしており、仮に制定までに本実務対応報告案の実質的な内容に影響を与える当該事務取扱要領等の変更がなされた場合には、再度、本委員会において議論されることもあり得ること、及び、字句等の修正は委員長に一任することを前提に、出席委員全員の賛成をもって公表することが承認された。

以上